

《医療分》

区分	変更前	変更後	増減
所得割額	100分の5.0	100分の5.2	100分の0.2
資産割額	100分の13	100分の13	なし
被保険者均等割額	1人につき 21,000円	1人につき 23,000円	1人につき 2,000円
世帯別平等割額	1人につき 1,200円	1人につき 1,200円	なし
課税限度額	530,000円	530,000円	なし

表1 平成17年度の福生市国民健康保険税率等の改定内容

今回の改正内容は、医療分については左表のとおりで、介護分は下表のとおり、課税限度額のみの改定です。

《介護分》（課税限度額のみの改定）

区分	変更前	変更後	増減
課税限度額	70,000円	80,000円	10,000円

近年、被保険者数の増加や高齢化及び医療の高度化等により、医療費が年々増え続け、保険給付費が増加しています。また、事業運営の中心となる国民健康保険の財源が不足し、その財源不足を一般会計からの繰入金（補填分）などで運営しています。このようない状況は市の財政面に大きな影響を与え、今後、ますます厳しい状況になります。このようない状況を解消するために、平成17年度の国民健康保険税率等の改定を行います。改定の内容と市の国民健康保険の状況をお知らせします。

国民健康保険税率等が改定されます



加入者・世帯の状況は？

表2 国民健康保険の加入世帯及び被保険者数の状況(各年3月31日現在)

区分 年度	全市		被保険者数		加入率		26市平均人口 加入率 (%)
	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (%)	人口 (%)	
13	27,445	62,237	12,506	22,876	45.6	36.8	33.9
14	27,826	62,103	13,096	23,802	47.1	38.3	34.9
15	28,008	61,771	13,597	24,360	48.5	39.4	35.8

表4 国民健康保険の一般被保険者及び退職被保険者に係る療養給付費の状況

区分 年度	療養給付費	平均 被保険者数	平均 被保険者 1人あたり
13	2,331,618,000円	22,658人	102,905円
14	2,094,310,000円	23,471人	89,230円
15	2,543,146,000円	24,199人	105,093円

平成15年度の収納率は70.7%

表6 国民健康保険税の収納率状況

区分 年度	収納率状況			26市中の 収納率 順位
	現年分	滞納分	現年分+滞納分	
13	87.5%	22.9%	71.1%	71.6%
14	87.3%	22.5%	71.1%	71.7%
15	86.0%	22.0%	70.7%	71.1%

繰入金の状況は？

表3 国民健康保険事業運営に要する財源不足を補填するための一般会計からの繰入金状況

区分 年度	繰入金額	平均 被保険者数	平均 被保険者 1人あたり	26市平均 被保険者 1人あたり
13	595,682,000円	22,658人	26,290円	24,232円
14	737,137,000円	23,471人	31,406円	24,129円
15	731,194,000円	24,199人	30,216円	25,792円

調定額（課税額）は下位

表5 国民健康保険税の現年度調定額の状況

区分 年度	調定額(課税額)	平均 調定額 1人あたり	平均 被保険者数	26市平均 調定額
13	1,179,413,000円	52,053人	22,658人	62,442円
14	1,211,822,000円	51,631人	23,471人	63,151円
15	1,319,358,000円	54,521人	24,199人	60,782円

上の表のとおり、平均調定額(課税額)は26市の平均を下回り、下位の状況となっています。

■ 国民健康保険の異動手続きを忘れずに

国民健康保険に加入しました

この時期は、窓口が大変

混み合います。

必要書類を

用意のうえ、時間に余裕

を持っておいでください。

表をご確認ください。

届け出が遅れると、さか

かのぼって課税されます。

手続に必要な書類は、左

のとおりです。

表をご確認ください。

届け出が遅れると、さか

かのぼって保険税を納めた

場合があります。

所得がなくとも申告を

国民健康保険税は、前年の

基準以下の場合は減額され

ますので、前年中に所得がな

い人も必ず3月15日までに

市・都民税の申告をしてくだ

さい（申告の詳細については

は課税課市民税係へ）。

所得（世帯の合算額）が一定

期間

期間